

監視専門調査会運営規則（案）

平成 23 年 4 月 15 日
監視専門調査会

（調査会の運営）

第 1 条 監視専門調査会（以下「調査会」という。）の議事の手続その他調査会の運営に関しては、法令及び男女共同参画会議運営規則に定めるもののほか、この運営規則の規定するところによる。

（調査会の招集）

第 2 条 調査会は、会長が招集する。

（委員の欠席）

第 3 条 調査会に属する議員又は専門委員（以下「調査会委員」という。）が調査会を欠席する場合は、代理人を調査会に出席させ、又は他の調査会委員に議決権の行使を委任することはできない。
2 調査会を欠席する調査会委員は、会長を通じて、当該調査会に付議される事項につき、書面により意見を提出することができる。

（議事）

第 4 条 調査会は、会長が出席し、かつ、調査会委員の過半数が出席しなければ、開くことはできない。ただし、会長は、調査会の議題等により必要があると認めるときは、調査会委員の過半数が出席しない場合であっても、調査会を開くことができる。
2 議事は、出席した調査会委員の過半数をもって決し、可否同数の場合には、会長の決するところによる。ただし、前項ただし書の規定により開かれた調査会においては、議決することはできない。

（会議の公開）

第 5 条 調査会の会議は公開とする。ただし、会長は、公開することにより公正かつ中立な審議を保障する静謐な環境の維持に支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、会議を非公開とすることができる。

2 会長は、会議における審議秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(議事要旨)

第6条 会長は、調査会の終了後、速やかに、当該調査会の議事要旨を作成し、これを公表する。

(議事録)

第7条 会長は、調査会の議事録を作成し、当該調査会の出席委員に諮った上で、これを公表する。

(会長代理)

第8条 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する調査会委員が、その職務を代理する。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、調査会に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この決定は、第1回の調査会から適用する。

男女共同参画会議関係法令（抄）

1 男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）

第三章 男女共同参画会議

（設置）

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

（組織）

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

（議長）

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

（議員）

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
 - 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
 - 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

2 男女共同参画会議令（平成12年政令第259号）

内閣は、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）第二十八条の規定に基づき、この政令を制定する。

(専門委員)

第一条 内閣総理大臣は、専門の事項を調査させるため必要があるときは、男女共同参画会議（以下「会議」という。）の意見を聴いて、会議に専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

3 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

4 専門委員は、非常勤とする。

(専門調査会)

第二条 会議は、その議決により、専門調査会を置くことができる。

2 専門調査会に属すべき者は、専門委員のうちから、議長が指名する。ただし、議長は、必要があると認める場合は、専門調査会に属すべき者として議員を指名することができる。

3 専門調査会は、その設置に係る調査が終了したときは、廃止されるものとする。

(庶務)

第三条 会議の庶務は、内閣府男女共同参画局総務課において処理する。

(雑則)

第四条 この政令に定めるもののほか、議事の手続その他会議の運営に関し必要な事項は、議長が会議に諮って定める。

3 男女共同参画会議運営規則(平成13年1月決定、同年4月改正)

(会議の運営)

第1条 男女共同参画会議(以下「会議」という。)の議事の手続その他会議の運営に関しては、法令に定めるもののほか、この運営規則の規定するところによる。

(会議の招集)

第2条 会議は、議長が招集する。

2 議長は、会議を招集すべき日時が決まり次第、議長が適当と認める方法により、遅滞なく、公表する。

(議員の欠席)

第3条 会議を欠席する議員は、代理人を会議に出席させ、又は他の議員に議決権の行使を委任することはできない。ただし、国務大臣である議員が欠席する場合は、議長の了解を得て、副大臣又は副長官を代理人として出席させることができる。この場合にあっては、当該副大臣又は副長官に議決権を行使させることはできない。

2 会議を欠席する議員は、議長を通じて、当該会議に付議される事項につき、書面により意見を提出することができる。

(議事)

第4条 会議は、議長が出席し、かつ、議員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することはできない。

2 議事は、出席議員の過半数をもって決し、可否同数の場合には、議長の決するところによる。

(緊急時の特例)

第5条 議長は、会議を招集した場合において、議員の過半数が出席することが困難であり、かつ、緊急に会議の審議及び議決を経ることが、会議の目的達成のために必要と認めるときには、前条第1項の規定にかかわらず、会議を招集し、会議は審議及び議決を行うことができる。

2 前項の規定により審議及び議決された事項については、議長が次に開かれる会議において、当該審議及び議決を報告するものとする。

(審議の内容等の公表)

(参考)

第6条 議長は、会議における審議の内容等を、会議終了後、遅滞なく、適当と認める方法により、公表する。

(議事要旨)

第7条 議長は、会議の終了後、速やかに、当該会議の議事要旨を作成し、これを公表する。

(議事録)

第8条 議長は、当該会議の議事録を作成し、会議に諮った上で、一定期間を経過した後にこれを公表する。

(専門調査会)

第9条 会議の議決により、専門調査会を置く場合は、専門調査会に会長を置き、議長の指名する者がこれに当たる。

2 専門調査会の議事の手続その他専門調査会の運営に関し必要な事項は、専門調査会が定めることとする。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、議長が定める。